
2020年度

海外留学支援制度（大学院学位取得型）

（大学取りまとめ応募・個人応募共通）

願書記入例及びよくある質問（Q & A）

令和元（2019）年9月

独立行政法人日本学生支援機構

海外留学支援課 学位留学係

目次

1. 様式1-1「願書」に関する事項	1
(1) 様式1-1「願書」記入例	1
(2) 様式1-1「願書」に関するよくある質問	2
Q1-1 最近結婚して、姓が変わりました。学業成績証明書や卒業(修了)証明書と姓名が異なる場合はどうすればよいですか。	2
Q1-2 現在35歳で、修士・博士一貫課程に留学する予定です。本制度に応募できますか。	2
Q1-3 日本の大学を既に卒業しているので、「個人応募」で申し込めばよいですか。	2
Q1-4 学んでいる専攻について、第一希望の留学先大学では「自然科学分野」に、第二希望の留学先大学では「人文・社会科学分野」に区分されていますが、本制度ではどのように応募すればよいですか。	2
Q1-5 本制度による支援を受けて、海外の大学院で修士の学位を取得しました。今度は博士の学位取得を目的とした海外留学を予定していますが、応募できますか。	2
Q1-6 過去の応募で不合格となりましたが、再度応募できますか。	2
Q1-7 現在就職しており、留学中は休職する予定ですが、応募できますか。	2
Q1-8 在学中の日本の大学院を休学して海外の大学院へ留学する予定ですが、応募できますか。	3
Q1-9 大学教員が作成する推薦状について、在籍大学とは別の大学の教員が作成したもので構いませんか。	3
Q1-10 既に大学を卒業し、企業に勤務中です。推薦状について、1名は大学教員に作成を依頼しましたが、もう1名は職場の上司でもよいですか。	3
Q1-11 国内の高等専門学校専攻科を修了していますが、応募できますか。	3
Q1-12 海外の大学において学士の学位を取得していますが、応募できますか。	3
Q1-13 学士課程で飛び級をしたため、「学士」の学位を取得していませんが、博士課程に応募できますか。修士の学位は取得しています(又は取得予定です)。	3
Q1-14 学士の学位を取得していますが、Honors Degreeを取得していなければ、修士課程に出願できません。Honors Degreeを取得するための期間は支援対象になりますか。	3
2. 様式1-2「留学先大学情報」に関する事項	4
(1) 様式1-2「留学先大学情報」記入例	4
(2) 様式1-2「留学先大学情報」に関するよくある質問	5
Q2-1 応募できない分野はありますか。	5
Q2-2 修士の学位は取得見込みです。現在所属している修士課程と異なる分野の修士課程に進学予定ですが、応募できますか。	6
Q2-3 「留学先大学での取得予定学位が、取得済学位と同分野かつ同レベルでない」とはどのような意味ですか。	6
Q2-4 ダブルディグリー・プログラムやジョイントディグリー・プログラムにより留学する場合は、応募できますか。	6
Q2-5 2年半で学位取得をする修士課程に進学したいと考えていますが、応募できますか。	6
Q2-6 博士課程の最短の修業年限は3年ですが、一般的には4~5年かかります。この場合、学位取得期間はどのように書きますか。	6
Q2-7 留学先大学の博士課程は標準で3年間ですが、その後最長1年間は論文執筆期間として一般的に認められ、指導教員の指導を受けます。この場合、学位取得期間は4年になりますか。	6
Q2-8 現在留学中です。標準修業年限で学位が取得できませんでしたが、その後も学位取得に向けて継続して学修・研究活動を行い、在学年限内には学位が取得できる見込みです。この場合、本制度の支援対象として応募できますか。	6
Q2-9 学位取得までに最短で5年かかる博士課程に留学する予定ですが、応募できますか。	7
Q2-10 現在、既に留学し研究活動中ですが、修士課程又は博士課程の途中からの支援を希望する場合も応募できますか。	7
Q2-11 正規の課程の授業開始年月には、何を記入すればよいですか。	7

Q2-12	修士・博士一貫課程に進学予定ですが、支援期間はいつまでになりますか。	7
Q2-13	大学(学部)卒業後、直接博士課程に進学する予定ですが、支援期間はいつまでになりますか。	7
Q2-14	まだ出願していないので、入学許可書がありません。応募できますか。	8
Q2-15	留学先大学又は指導を依頼する予定の教員と連絡を取り始めたばかりで、入学許可書や受入内諾書は取得していません。この場合はどうすればよいですか。	8
Q2-16	既に留学中の場合であっても、入学許可書の写しを提出する必要はありますか。	8
Q2-17	英語能力の証明をTOEFL、IELTS以外の英語能力試験で証明してもよいですか。	8
Q2-18	海外の大学を卒業しましたが、この場合でも語学能力試験のスコアを提出する必要がありますか。	8
Q2-19	現在既に大学院に入学していますが、この場合でも語学能力試験のスコアを提出する必要がありますか。	8
Q2-20	留学を希望する大学では語学能力試験の点数の提出が求められていませんが、この場合でも語学能力試験のスコアを提出する必要がありますか。	8
Q2-21	留学先大学の主たる使用言語が英語以外です。語学能力を証明する書類として、語学検定試験のスコアを提出する必要がありますか。	8
Q2-22	「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)C1レベル」以上であることを証明するには、語学検定試験で何点取る必要がありますか。	9
Q2-23	留学先大学の主たる使用言語がヨーロッパ言語ではありません。その場合も「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)C1レベル」であることは、語学検定試験のスコアで証明できますか。	9
Q2-24	3年前に受験した語学検定試験のスコアを有しています。この検定試験は特にスコアの有効期限が定められていませんが、この場合でも応募締切日から過去2年以内に受験した語学検定試験の証明書を提出する必要がありますか。	9
Q2-25	3年前にDALFのC1を取得しました。DALFでは、取得したものと同一レベルを再度受験することができます。応募できますか。	9
Q2-26	語学能力証明書は、原本ではなくコピーの提出でもよいですか。	9
Q2-27	留学先大学が求める英語力のレベルに達していないため、事前英語コースへの出席等を条件に大学に合格しました。本制度に応募できますか。	9
3.	様式1-3「成績評価係数 算出計算書」に関する事項	10
(1)	様式1-3「成績評価係数 算出計算書」記入例	10
(2)	様式1-3「成績評価係数 算出計算書」に関するよくある質問	10
Q3-1	成績評価係数の算出対象となる「大学学部以降の直近(大学学部卒業見込み者又は修士課程修了見込み者については応募時点)の学業成績」とは、具体的に何を指しますか。	11
Q3-2	直近の学業成績の評価が認定単位(Pass/Fail等)のみの場合、どのように成績評価係数を算出すればよいですか。	11
Q3-3	先に入学したA大学を中退し、今在籍しているB大学に編入学しましたが、どのように成績評価係数を算出すればよいですか。A大学とB大学の成績証明書のどちらも提出する必要がありますか。	11
Q3-4	成績評価が「募集要項」に記載されている評価パターンのいずれにも合致しない場合、どのように成績評価係数を算出すればよいですか。	11
Q3-5	学業成績証明書や卒業(修了)証明書(又は見込み証明書)は、原本を提出する必要がありますか。	11
Q3-6	成績評価係数は、成績表と学業成績証明書のどちらを基に算出すべきでしょうか。	11
4.	様式2-1「経歴書」、様式2-2「留学計画及び修了後の進路計画書」、様式2-3「日本社会への貢献について」に関する事項	12
(1)	様式2-1「経歴書」記入例	12
(2)	様式2-2「留学計画及び修了後の進路計画書」記入例	13
(3)	様式2-3「日本社会への貢献について」記入例	13
(4)	様式2に関するよくある質問	13
Q4	応募書類の作成にあたり、図表や写真等を利用することは可能ですか。	13

5. 書面審査全体・面接審査に関する事項	14
Q5-1 提出期限までに間に合わない書類は、後から提出してもよいですか。.....	14
Q5-2 申請書類提出後に、計画に変更が生じた場合、書類の差し替えを行ってもよいですか。.....	14
Q5-3 資格要件を一部満たさない者が応募した場合はどうなりますか。.....	14
Q5-4 「大学取りまとめ応募」で申請する場合に、応募者はオンラインシステムから申請するのですか。.....	14
Q5-5 オンラインシステムの使い方がわかりません。.....	14
Q5-6 電子ファイルで提出する書類と紙媒体で提出する書類について確認したいです。.....	14
Q5-7 「個人応募」で申請する場合に、PDFはどう作ったらよいですか。.....	14
Q5-8 関東在住ではありませんので、面接審査はWEB面接になりませんか。.....	14
Q5-9 面接の日時はいつ分かりますか。.....	14
6. 採用後の手続き・支援内容に関する事項	15
Q6-1 奨学金や授業料は毎年同じ額をもらえますか。.....	15
Q6-2 支援期間開始前に、大学が指定する語学学校で学ぶことになりました。授業料を請求できますか。.....	15
Q6-3 留学先大学で学修・研究活動を始める前（日本にいる間）に、指導教員の指示により、遠隔授業を受けることになりました。この期間の奨学金や授業料を請求できますか。.....	15
Q6-4 「授業料」以外に留学先から請求される諸費用も支援対象となりますか。.....	15
Q6-5 授業料の免除を受けた場合や研究室等が代わりに授業料を納付してくれた場合、併給する他の奨学金等支給団体から授業料の支援を受けた場合等にも、授業料を請求することができますか。.....	15
Q6-6 この奨学金は返済が必要ですか。.....	15
Q6-7 日本学生支援機構の貸与奨学金との併給は可能ですか。.....	15
Q6-8 支援期間中にインターンシップやフィールドワークをすることは可能ですか。.....	16
Q6-9 支援期間中に、留学先大学でTAやRAを行うことは可能ですか。.....	16
Q6-10 採用決定後に留学先を第一希望又は第二希望以外の大学に変更することは可能ですか。.....	16
Q6-11 採用決定後に条件の変更や辞退を申請する場合は、どのような手続きを取ればよいですか。.....	16
7. 海外留学支援制度（大学院学位取得型）全体に関する事項	17
Q7-1 応募者の合格率はどのくらいですか。.....	17
Q7-2 次の募集はいつ行いますか。今回と同じ内容ですか。.....	17

1. 様式1-1「願書」に関する事項

(1) 様式1-1「願書」記入例

様式1-1

2020年度海外留学支援制度(大学院学位取得型)願書

1 願書

フリガナ(姓)	キコウ	フリガナ(名)	タロウ
姓	機構	名 (ミドルネーム含む)	太郎
ローマ字(姓)	KIKO	ローマ字(名)	Taro
国籍	日本国籍	「永住権」の場合の国籍	
性別		性別	男
生年月日(西暦)	1996年8月1日	年齢	23歳 (2020年4月1日現在)
現住所	〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1		
電話番号	060-1234-5678	メールアドレス	aaaaa@jasso.go.jp
国内連絡人氏名		国内連絡人電話番号	

電話、メールともに、応募から採用が決定するまでの間、連絡が取れるものにしてください

写真

(5cm×5cm)

【個人応募】の場合のみ記入してください

・「学校コード表」で確認してください
・【個人応募】は「999999」です

I. 応募枠に関する情報

応募枠	大学取りまとめ応募	学校コード	123456	取りまとめ大学名	JASSO大学
応募分野	人文・社会科学分野	支援期間中の在籍課程(第一希望)	修士課程	支援期間中の在籍課程(第二希望)	修士・博士一貫課程(前期課程(相当))
本制度への応募実績(「長期派遣」含む。)	無	過去に本制度に採用された時の個人番号(全て記入すること)			

機構から付与された個人番号は、全て記入してください。

II. 語学に関する情報

	第一希望に関すること	第二希望に関すること
留学先大学における主な使用言語	英語	英語
試験名称(2年以内)	TOEFL iBT	TOEFL iBT
点数・級・レベル	100	100
<英語以外の場合>ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)でC1レベル以上か確認		

第一希望と第二希望の主な使用言語が同じ場合も、両方の欄に記入してください(省略不可)
※過去2年以内が有効です

III. 応募時の状況及び推薦者に関する情報

所属先(在籍大学又は勤務先)	青海大学	在学中(学部)	
在籍大学の学部・学科/課程・専攻	経済学部 国際経済学科	年	4
推薦者	1人目 推薦者名 支援華子	所属先・役職	青海大学 教授
	2人目 推薦者名 駒場かもめ	所属先・役職	青海大学 准教授

「所属先」が特にない場合は、「なし」と記入してください

IV. 取得済(予定)学位に関する情報

	卒業(修了)見込み・卒業(修了)	取得(予定)学位	学校名称	学部・学科/課程・専攻
卒業高校名	卒業		青海高校	
卒業大学名(1校目)	卒業見込み	学士	青海大学	経済学部経営学科
卒業大学名(2校目) ※該当する場合				
修了大学院名(1校目)				
修了大学院名(2校目) ※該当する場合				
その他備考				

学歴・職歴について、詳細を様式2-1に記入することができます

注:「推薦者」について

・大学又は大学院に在籍中→2名とも指導教員等の大学教員にしてください

・大学又は大学院に在籍していない→2名中、少なくとも1名は指導教員等の大学教員にしてください

V. その他

留学のために申請中の他の奨学金の有無	無	「有」の場合、その奨学金名	
--------------------	---	---------------	--

(2) 様式1-1「願書」に関するよくある質問

<姓名>

Q1-1 最近結婚して、姓が変わりました。学業成績証明書や卒業（修了）証明書と姓名が異なる場合はどうすればよいですか。

A. 旧姓と現姓が記載されている戸籍謄本・抄本や住民票を提出してください。その場合は、応募締切日から3か月以内に発行されたものを添付してください。マイナンバーが記載されていない書類が望ましいですが、マイナンバーが記載されている場合は、塗りつぶした上で提出してください。

<年齢>

Q1-2 現在35歳で、修士・博士一貫課程に留学する予定です。本制度に応募できますか。

A. 修士・博士一貫課程に留学する場合、修士課程(博士課程前期)に相当する期間の支援を希望する場合には、2020年4月1日現在の年齢が35歳未満であれば応募できます。博士課程(博士課程後期)に相当する支援を希望する場合には、2020年4月1日現在の年齢が40歳未満であれば応募できます。

<応募枠に関する情報>

Q1-3 日本の大学を既に卒業しているので、「個人応募」で申し込めばよいですか。

A. 日本の大学を卒業している場合は、まず卒業大学に「大学取りまとめ応募」により申請ができるかどうかを確認してください。取りまとめが可能な場合は、「大学取りまとめ応募」で申し込んでください。卒業大学が取りまとめを行わない場合に限り、「個人応募」で申し込めます。

なお、海外の高等教育機関に進学し、日本の大学に在籍したことがない者や、日本の高等専門学校専攻科等に在籍し、学士の学位を取得済み又は取得予定の者は、「個人応募」で申し込んでください。

Q1-4 学んでいる専攻について、第一希望の留学先大学では「自然科学分野」に、第二希望の留学先大学では「人文・社会科学分野」に区分されていますが、本制度ではどのように応募すればよいですか。

A. 第一希望の留学先大学の区分で申し込んでください。この場合は「自然科学分野」です。

Q1-5 本制度による支援を受けて、海外の大学院で修士の学位を取得しました。今度は博士の学位取得を目的とした海外留学を予定していますが、応募できますか。

A. 修士の応募区分で本制度に採用され支援を受けたことがあっても、博士の応募区分で改めて応募できます。

Q1-6 過去の応募で不合格となりましたが、再度応募できますか。

A. 過去に本制度(平成25(2013)年度までの留学生交流支援制度を含む)で不合格となった場合でも、資格要件を満たしている場合は、再度応募できます。また、合格したものの採用辞退又は支援中辞退をしている場合でも、再度応募できます。

<語学に関する情報>

Q2-17~27を確認してください。

<応募時の状況及び推薦者に関する情報>

Q1-7 現在就職しており、留学中は休職する予定ですが、応募できますか。

A. 休職者を支援することはできません。応募時に在職中でも構いませんが、支援開始手続きを行うときには「退職証明書」を提出し、支援期間の開始日の前日までに退職していることを証明する必要があります。なお、留学開始前には正社員として働き、留学期間中に契約社員等に身分を変更する場合であっても、本制度においては「退職した」とみなしませんので、支援することはできません。

Q1-8 在学中の日本の大学院を休学して海外の大学院へ留学する予定ですが、応募できますか。

A. 学位取得のための正式な教育課程に入学するのであれば、日本の大学院を休学して留学する場合でも**応募**できます。

Q1-9 大学教員が作成する推薦状について、在籍大学とは別の大学の教員が作成したものでも構いませんか。

A. **構いません**。以前の指導教員や学会で知り合った他大学の教員等でも、海外の大学の教員でも、大学教員であれば可です。既に大学を退職している方でも構いません。ただし、採用後、「募集要項」に記載のある6か月に1回行う状況報告時に、推薦者には採用者が作成する「学修・研究状況に関する報告書」等を確認してもらう必要がありますので、研究内容に通じている方を推薦者として選定してください。

Q1-10 既に大学を卒業し、企業に勤務中です。推薦状について、1名は大学教員に作成を依頼しましたが、もう1名は職場の上司でもよいですか。

A. 応募者の専門分野について、学識経験者と言えるほどの十分な知識と高い見識を持っていて、応募者の研究への姿勢をよく知っている方であれば**可**です。

<取得済（予定）学位に関する情報>

Q1-11 国内の高等専門学校専攻科を修了していますが、応募できますか。

A. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構によって「学士」の学位を授与されている者、又は同機構に「学士」の学位の授与を申請予定の者等は**応募**できます。

Q1-12 海外の大学において学士の学位を取得していますが、応募できますか。

A. 海外の高等教育機関において日本の「学士」以上に相当する学位を取得し、「学校教育法」施行規則第155条第1項第2号等に基づく日本の大学院への入学資格を持つ者（見込み者を含む）は**応募**できます。

Q1-13 学士課程で飛び級をしたため、「学士」の学位を取得していませんが、博士課程に応募できますか。修士の学位は取得しています（又は取得予定です）。

A. **応募**できます。本制度では「学士」以上の学位を取得していれば応募できます。修士の学位を取得見込みの場合は、本制度に応募はできますが、支援開始手続きを行うときに「修士」の学位を取得していない場合は採用を取り消します。

Q1-14 学士の学位を取得していますが、Honors Degreeを取得していなければ、修士課程に出願できません。Honors Degreeを取得するための期間は支援対象になりますか。

A. Honors Degree（優等学位）を取得するための追加履修期間は**支援の対象**になりません。

2. 様式1-2「留学先大学情報」に関する事項

(1) 様式1-2「留学先大学情報」記入例

氏名		機構太郎		分野		人文・社会科学分野				
様式1-2-①										
2-1. 2020年度海外留学支援制度(大学院学位取得型) 留学先大学情報(第一希望)										
留学先大学名	(英語又は現地語)	JASSO University								
	(日本語)	JASSO大学								
所在国の国・地域コード	601	所在国・地域	オーストラリア	所在都市	シドニー					
留学先大学住所	Level 12, ●● Street, Sydney, NSW 2000 AUSTRALIA									
留学先大学ホームページ	http://www.jasso.●●/									
留学先大学の所在都市の危険情報(「外務省 海外安全ホームページ」)	レベル1以下	確認年月日	2019年9月28日							
課程・専攻名	(英語又は現地語)	Marketing and Strategic Management								
	(日本語)	マーケティング								
学位取得期間(最短の年数)を記入してください(既に在籍している場合も同様です)	2	年	0	か月間	在籍期間中の在籍課程	修士課程				
(学位取得に係る最短年数)	*抜粋元: http://www.jasso.●●/degrees.html						(別添 1)			
正規課程の授業開始年月	西暦	2021	年	2	月	現在(応募時)の状況	教員とコンタクト中 (別添 2)			
支援希望期間	開始	2021	年	2	月	終了	2023	年	1	月
留学先大学での主な使用言語	英語		語学能力試験							
応募者の点数・級・レベル	100		応募者の取得点(留学先大学が指定している場合のみ)							
求められる語学能力	TOEFL iBT		各技能の基準点(留学先大学が指定している場合のみ記入)							
*抜粋元:	http://www.jasso.●●/languages.html									
留学先大学の概要 ※当該留学先大学を選んだ理由や当該留学先大学でどのように学修・研究活動を行うか										
<p>支援期間は修士:2年間(24か月)、博士:原則3年間(36か月)で、標準修業年限(学位取得に係る最短年数)の範囲内で支援します 以上の期間内で、支援希望期間を記入してください 最終的には、支援開始手続き時に支援期間が確定します</p> <p>「入学許可書」や「受入内諾書」がある場合は、証拠書類を提出してください 留学先大学(の教員)と連絡している場合は、コンタクト状況がわかるものを提出してください 在学中の場合も「入学許可書」を提出してください 入学許可書を提出できない場合は、「在学証明書」を提出してください</p>										
<p>①「別添」の記載のある項目は、必ず留学先大学の情報の抜粋元(HP等の写し)を添付してください ②添付した資料の右上に「別添1」「別添2」と記入してください ③和訳は、別添のマーカーをした該当箇所付近に記入してください</p>										
*抜粋元:	http://www.jasso.●●/info/html							(別添 3)		

※「抜粋元」には、各事項の確認をした募集案内等の該当ページ又はURLを記入し、抜粋元を別添1、2...として添付し、抜粋元の該当箇所に和訳をつけ、マーカーや下線を引く等して分かりやすく明示してください。

※水色のセルには、様式1-1(願書)からデータを飛ばします。うまく反映されない場合は、様式1-1の該当部分に正しく入力されているか確認してください。

●「学位取得期間」、「支援期間中の在籍課程」、「正規の課程の授業開始年月」、「支援希望期間」、「現在の状況」の記入例

<2018年9月から修士・博士一貫課程(5年間)に在学中(前期課程(相当)2年目)の場合(後期課程(相当)開始=支援開始)>
 支援希望期間の開始:2020年9月、終了:2023年8月、2020年度採用による支援期間:3年

「学位取得期間」について、修士・博士一貫課程に入学してから「博士号」を取るまでに必要な期間(最短の年数)を記入してください(既に在籍している場合も同様です)		日本の大学と外国の大学との間における「ジョイント・ディグリー」及び「ダブル・ディグリー」以外の場合は「該当しない」を選択してください		国際共同学位プログラムか	該当しない
学位取得期間	5年0か月間	支援期間中の在籍課程	修士・博士一貫課程(後期課程(相当))		
(学位取得に係る最短年数)	*抜粋元: http://www.jasso.go.jp/degree/html				(別添 1)
正規課程の授業開始年月	西暦 2018年9月	現在(応募時)の状況	当該課程2年目		(別添 2)
支援希望期間	開始 2020年9月	終了 2023年8月			
留学先大学での主な使用言語	英語	語学能力試験名称			
応募者の点数・級・レベル	100	応募者の取得点(留学先大学が指定している場合のみ記入)	読む	「現在の状況」について、修士・博士一貫課程の何年目にあたるかを選択してください(ここでは、「前期」「後期」を区別しないで年数を選んでください)	
求められる語学能力	TOEFL iBT 100	各技能の基準点(留学先大学が指定している場合のみ記入)	読む		
*抜粋元: http://www.jasso.go.jp/language/html					

<2017年9月から修士・博士一貫課程(5年間)に在学中(後期課程(相当)1年目)の場合>
 支援希望期間の開始:2020年9月、終了:2022年8月、2020年度採用による支援期間:2年

「学位取得期間」について、修士・博士一貫課程に入学してから「博士号」を取るまでに必要な期間(最短の年数)を記入してください(既に在籍している場合も同様です)		日本の大学と外国の大学との間における「ジョイント・ディグリー」及び「ダブル・ディグリー」以外の場合は「該当しない」を選択してください		国際共同学位プログラムか	該当しない
学位取得期間	5年0か月間	支援期間中の在籍課程	修士・博士一貫課程(後期課程(相当))		
(学位取得に係る最短年数)	*抜粋元: http://www.jasso.go.jp/degree/html				(別添 1)
正規課程の授業開始年月	西暦 2017年9月	現在(応募時)の状況	当該課程3年目		(別添 2)
支援希望期間	開始 2020年9月	終了 2022年8月			
留学先大学での主な使用言語	英語	語学能力試験名称			
応募者の点数・級・レベル	100	応募者の取得点(留学先大学が指定している場合のみ記入)	読む	「現在の状況」について、修士・博士一貫課程の何年目にあたるかを選択してください(ここでは、「前期」「後期」を区別しないで年数を選んでください)	
求められる語学能力	100	各技能の基準点(留学先大学が指定している場合のみ記入)	読む		
*抜粋元: http://www.jasso.go.jp/language/html					

(2) 様式1-2「留学先大学情報」に関するよくある質問

<専攻学問分野>

Q2-1 応募できない分野はありますか。

- A. あります。芸術の実技分野(美術、音楽、舞踊、演劇、舞台美術等、映画、メディア芸術)は、文化庁実施の「新進芸術家海外研修制度」で支援対象となる分野になりますので、本制度では支援の対象外です。詳しくは文化庁ホームページで確認してください。(<http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/shinshin/kenshu/>)

<取得予定学位名>

Q2-2 修士の学位は取得見込みです。現在所属している修士課程と異なる分野の修士課程に進学予定ですが、応募できますか。

A. 同じレベル(修士)の学位取得を目指す場合であっても、異なる分野を学修・研究する場合は**応募**できます。

Q2-3 「留学先大学での取得予定学位が、取得済学位と同分野かつ同レベルでない」とはどのような意味ですか。

A. 例えば、既に経済学修士の学位を既得済の応募者が、留学先大学で経済学修士の学位を取得しようとする場合には、本制度で支援することはできません。また、応募時に修士の学位を取得済又は取得見込みの場合、同分野の博士課程(前期)(相当)については支援できません。同レベルの学位を取得する期間の支援を希望する場合には、様式1-2や様式2-2において、これから学ぶ分野がこれまで学んできた分野と全く同じではないということを、説明するようにしてください。

<国際共同プログラムか>

Q2-4 ダブルディグリー・プログラムやジョイントディグリー・プログラムにより留学する場合は、応募できますか。

A. 日本の大学と外国の大学との間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラムにより留学する場合も、**応募**できます。ただし、支援対象期間は海外での留学期間のみになります。海外での留学期間が終了し、日本の大学に復学した後に学位を取得する場合は、「募集要項」第5項第2号に掲げる要件にある「留学期間終了後」は「学位取得後」に読み替えてください。

なお、授業料は、支援対象者自身が留学先大学へ納入する場合は支援の対象になりますが、日本の在籍大学へ納入する場合は支援の対象になりません。

<学位取得期間>

Q2-5 2年半で学位取得をする修士課程に進学したいと考えていますが、応募できますか。

A. **応募**できます。ただし、支援期間は最長2年(24か月)になります。なお、支援期間開始時に既に留学先大学に在籍している場合には、第2学年進級時から支援します。

Q2-6 博士課程の最短の修業年限は3年ですが、一般的には4～5年かかります。この場合、学位取得期間はどのように書きますか。

A. 本制度で支援できるのは標準修業年限(留学先大学が定める学位を取得するための最短期間)のため、この場合は「3年0か月間」と記入してください。

Q2-7 留学先大学の博士課程は標準で3年間ですが、その後最長1年間は論文執筆期間として一般的に認められ、指導教員の指導を受けます。この場合、学位取得期間は4年になりますか。

A. 本制度では、標準修業年限(留学先大学が定める学位を取得するための最短期間)を超える論文執筆期間を支援することはできませんので、この場合は「3年0か月間」と記入してください。

Q2-8 現在留学中です。標準修業年限で学位が取得できませんでしたが、その後も学位取得に向けて継続して学修・研究活動を行い、在学年限内には学位が取得できる見込みです。この場合、本制度の支援対象として応募できますか。

A. 本制度では標準修業年限(留学先大学が定める学位を取得するための最短期間)を超えて支援することはできませんので、**応募**できません。

Q2-9 学位取得までに最短で5年かかる博士課程に留学する予定ですが、応募できますか。

- A. 本制度では標準修業年限(留学先大学が定める学位を取得するための最短期間)を支援しますので、**応募できます**。ただし、1回の採用における最長支援期間は3年(36か月)ですので、1回の採用で3年を超える期間を支援することはできません。継続して支援を希望する場合には、支援期間中に再度応募してください。なお、様式1-2-①・②の「学位取得期間」の欄は「5年0か月間」と記入してください。

Q2-12~13についても、併せて確認してください。

<支援期間中の在籍課程>

Q2-10 現在、既に留学し研究活動中ですが、修士課程又は博士課程の途中からの支援を希望する場合も応募できますか。

- A. 標準修業年限内であれば、**応募できます**。

ただし、書類審査と面接審査は、新たに日本から留学する応募者と同様の審査を行い、採用された場合は、採用年度(4月~翌年3月)において新たに始まる学年の授業開始日から支援します。学年の区別が明確でない場合は、当該課程での学修・研究活動開始日を起点として12か月を1学年とみなします。(2019年9月から留学し、当該課程での学修・研究を始めている場合は、2020年9月から支援します。)

<正規の課程の授業開始年月>

Q2-11 正規の課程の授業開始年月には、何を記入すればよいですか。

- A. 授業や研究活動が始まる日を記入してください。オリエンテーションや履修登録のみを行う期間は含みません。なお、本制度では授業や研究活動を始める日を支援期間の開始日とし、当該月から奨学金や授業料の支援を開始します。

<支援希望期間>

Q2-12 修士・博士一貫課程に進学予定ですが、支援期間はいつまでになりますか。

- A. 支援期間中に修士課程に在籍する場合は2年、博士課程に在籍する場合は原則3年支援します。なお、本制度において、修士・博士一貫課程については日本の教育制度に準じ、原則博士課程(前期)は2年、博士課程(後期)は3年とみなします。支援期間の「終了」欄には、以下の例を参考に記入してください。

<学部4年生が、2020年9月から修士・博士一貫課程(5年間)に進学する場合>

2020年度採用による支援期間:2年〔開始:2020年9月、終了:2022年8月〕、支援終了までに再度応募可能(最長3年)

<2019年9月から修士・博士一貫課程(5年間)に在学中(前期課程(相当)1年目)の場合>

2020年度採用による支援期間:1年〔開始:2020年9月、終了:2021年8月〕、支援終了までに再度応募可能(最長3年)

<2018年9月から修士・博士一貫課程(5年間)に在学中(前期課程(相当)2年目)の場合(後期課程(相当)開始=支援開始)>

2020年度採用による支援期間:3年〔開始:2020年9月、終了:2023年8月〕、標準修業年限を超えるため再度応募不可

<2017年9月から修士・博士一貫課程(5年間)に在学中(後期課程(相当)1年目)の場合>

2020年度採用による支援期間:2年〔開始:2020年9月、終了:2022年8月〕、標準修業年限を超えるため再度応募不可

Q2-13 大学(学部)卒業後、直接博士課程に進学する予定ですが、支援期間はいつまでになりますか。

- A. 進学する博士課程が前期課程(相当)と後期課程(相当)に分かれている場合、今回採用されたときには**前期課程(相当)の期間を支援**します。「終了」の欄には、前期課程(相当)が修了する年月を記入してください。後期課程(相当)の期間の支援を希望する場合には、本制度に再度応募してください。なお、前期課程(相当)が終了する年月が明確でない場合、「終了」の欄には支援希望期間が2年(24か月)になるように記入してください。支援開始手続き時に提出された書類に基づき、支援終了年月を確定させます。

進学する博士課程に前期課程(相当)と後期課程(相当)の区分がなく、後期課程(相当)の学修・研究活動のみ行われると認められる場合に限り、3年間支援します。区分がないことが分かる資料は「学位取得期間」を証明する書類とともに提出してください。

<現在の状況>

Q2-14 まだ出願していないので、入学許可書がありません。応募できますか。

- A. 応募できます。応募時に何らかの結果が既に出ている方は入学許可書((受入)内諾書でも可。)を提出することとしていますが、応募時の入学許可書提出は資格要件ではありません。なお、支援期間開始時までには、「条件付」ではない正式な入学許可書が必要です。

Q2-15 留学先大学又は指導を依頼する予定の教員と連絡を取り始めたばかりで、入学許可書や受入内諾書は取得していません。この場合はどうすればよいですか。

- A. 留学先大学や指導を依頼する予定の教員とのコンタクト状況が分かるもの(メール可)を添付してください。また、まだ正式な受入内諾書を受け取っていないけれども、指導を依頼する予定の教員が受入の内諾を示している場合は、それが分かるメールを根拠書類として添付してください。

Q2-16 既に留学中の場合であっても、入学許可書の写しを提出する必要がありますか。

- A. 既に留学中の場合は、入学許可書の代わりに「在学証明書の写し」を提出しても構いません。

<語学能力試験名称>

Q2-17 英語能力の証明をTOEFL、IELTS以外の英語能力試験で証明してもよいですか。

- A. TOEIC、英検等の他の英語能力試験、また「語学運用能力証明書(所定様式)【該当者のみ使用】」での英語能力の証明は認められませんので、TOEFL PBT、TOEFL iBT又はIELTS(Academic Module Over all Band Score)のスコアを必ず提出する必要があります。なお、オンライン上に表示された成績のスクリーンショットや、TOEFLの「My Best™ Score」(又はそれに準じるもの)での提出は認めません。

Q2-18 海外の大学を卒業しましたが、この場合でも語学能力試験のスコアを提出する必要がありますか。

- A. 全ての応募者は、「募集要項」で定める語学能力試験のスコアを提出する必要があります。
海外の大学を卒業している場合や、海外に長期間滞在したことがある場合でも、本制度への応募にあたっては、語学能力試験のスコアを提出する必要があります。

Q2-19 現在既に大学院に入学していますが、この場合でも語学能力試験のスコアを提出する必要がありますか。

- A. 「募集要項」で定める語学能力試験のスコアを提出する必要があります。

<点数・級・レベル>

Q2-20 留学を希望する大学では語学能力試験の点数の提出が求められていませんが、この場合でも語学能力試験のスコアを提出する必要がありますか。

- A. 「募集要項」で定める語学能力試験のスコアを提出することは必要です。
例えば「入学前に語学講座を受講することを条件として語学能力試験の点数の提出を求めない」、「英語圏の大学院を修了した人は英語能力試験の点数を求めない」といった場合でも、「募集要項」で定める語学能力基準を満たすことを、語学能力試験のスコアにより証明する必要がありますので、必ず提出してください。

Q2-21 留学先大学の主たる使用言語が英語以外です。語学能力を証明する書類として、語学検定試験のスコアを提出する必要がありますか。

- A. 留学先大学の主たる使用言語が英語以外の場合でも、「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)C1レベル以上であること」が資格要件のため、応募締切日から2年以内の当該検定試験(例えば、フランス語の場合はDELF/DALFやTCFなど)の証明書の写しの提出が必要です。

留学先大学の主たる使用言語の語学検定試験が実施されていない場合のみ、「語学運用能力証明書(所定様式)【該当者のみ使用】」の提出でこれに代えることができます。

Q2-22 「ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) C1レベル」以上であることを証明するには、語学検定試験で何点取る必要がありますか。

- A. 通常、語学検定試験の実施団体が、当該語学検定試験のスコアとヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)との対照表を作成しているので、まずは受験する予定の語学検定試験の実施団体に問い合わせてください。

Q2-23 留学先大学の主たる使用言語がヨーロッパ言語ではありません。その場合も「ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) C1レベル」であることは、語学検定試験のスコアで証明できますか。

- A. フランス語やドイツ語、スペイン語、イタリア語、ロシア語等のヨーロッパ言語のほかにも、中国語と韓国語は対照表が公表されていますので、語学検定試験のスコアで「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR) C1レベル」であることが証明できます。例えば、フランス語の場合はDALFのC1、ドイツ語の場合はGOETHE-ZERTIFIKATのC1、スペイン語の場合はDELEのC1、イタリア語の場合はCILSのC1、ロシア語の場合はロシア語検定試験第3レベルですが、中国語の場合は漢語水平考試(HSK)5級、韓国語の場合は韓国語能力試験5級が「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR) C1レベル」になります。

Q2-24 3年前に受験した語学検定試験のスコアを有しています。この検定試験は特にスコアの有効期限が定められていませんが、この場合でも応募締切日から過去2年以内に受験した語学検定試験の証明書を提出する必要がありますか。

- A. Q2-25の場合を除き、スコアに有効期限が定められているか否かに関わらず、過去2年以内のスコアが必要です。従って、本制度への応募を希望する場合は、あらかじめ語学検定試験を受験するなど早めの準備をお願いします。

Q2-25 3年前にDALFのC1を取得しました。DALFでは、取得したものと同一レベルを再度受験することができません。応募できますか。

- A. 「募集要項」に記載する書類を提出することにより応募できます。ただし、支援期間開始時までに、当該言語(この場合はフランス語)の何らかの語学検定試験を受験し、「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR) C1レベル」以上を取得する必要があります。

Q2-26 語学能力証明書は、原本ではなくコピーの提出でもよいですか。

- A. コピーでも構いません。
ただし、「語学運用能力証明書(所定様式)【該当者のみ使用】」を使用する場合は原本をご提出ください。なお、提出時期は、大学取りまとめ応募の応募者の場合は応募時、個人応募の場合は採用決定後の機構が指定する期限(「募集要項」を参照のこと)までです。その他の提出書類については、「2020年度海外留学支援制度(大学院学位取得型)申請の手引き」にて確認してください。

<求められる語学能力>

Q2-27 留学先大学が求める英語力のレベルに達していないため、事前英語コースへの出席等を条件に大学に合格しました。本制度に応募できますか。

- A. 「募集要項」で定める語学能力の水準を満たしている場合は、2020年度中の支援期間開始時までに留学先大学から条件がない入学許可(無条件入学許可)を得ることを条件として応募できます。支援期間開始時までに、条件のない入学許可を得ていることを「入学許可書」により証明できない場合や、2020年度中に無条件入学できなかった場合は、採用を取り消します。

3. 様式1-3「成績評価係数 算出計算書」に関する事項

(1) 様式1-3「成績評価係数 算出計算書」記入例

氏名	機構太郎	分野	人文・社会科学分野	
----	------	----	-----------	--

様式1-3

3. 2020年度海外留学支援制度(大学院学位取得型) 成績評価係数 算出計算書

成績評価係数とは、応募者の大学学部以降に、総登録単位数の評定平均値を算出する。根拠書類として提出する学業成績証明書は、「公式(Official)」な書類にしてください。※非公式(Unofficial)な書類は、無効です。

次の1、2、3に従って、「成績評価係数」を算出します。

1. 応募者の直近の課程の成績(学部以上)から、以下の表により「成績評価ポイント」(3~0)を求めてください。

	成績評価				
	優	良	可	不可	
4段階評価(パターン1)	—	—	—	—	—
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100~80点	79~70点	69~60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100~90点	89~80点	79~70点	69~60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

2. 「成績評価係数」は次の計算式で算出します。

$$\frac{(\text{評価ポイント3の単位数} \times 3) + (\text{評価ポイント2の単位数} \times 2) + (\text{評価ポイント1の単位数} \times 1) + (\text{評価ポイント0の単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数}} = \text{成績評価係数}$$

※履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数を全て単位として算入してください。
※成績評価を伴わない認定単位や、合格・不合格の判定のみの単位は算入しません。
※在籍期間が短く学業成績証明書が発行されない場合や、認定科目から成績評価係数を算出してください。

3. 黄色くなっているセルに単位数、評価パターン、大学名及び課程名を入力(又は選択)してください。
*黄色くなっているセルに単位数を入力すると、上記2の計算式により「成績評価係数」を算出(自動計算)します。

(ポイント3: 40 単位×3) + (ポイント2: 7 単位×2) + (ポイント1: 2 単位×1) + (ポイント0: 1 単位×0)
= 総登録単位数: 50 単位 *自動計算)

= 応募者の成績評価係数: **2.72** (小数点以下第3位を四捨五入 *自動計算)
成績評価係数が2.7以上ないと応募できません。

● 評価パターン: **パターン2** (成績評価の基とした上記1の表の評価パターン1~6のいずれかを選択)

● 算出に使用した成績表は (大学名) **青海大学** の (課程) **学士課程** のものです。

※複数の学位の成績が、1枚の成績表にまとめて記載されている場合は、成績評価係数の算出に使った直近の成績の部分に、マーカーで色を付けてください。

◀ 特記事項 ▶ *特記事項がある場合には記入してください。以上のいずれの評価パターンにも適合していない場合は、なぜその算出方法にしたのか、詳細に説明してください。
*本欄に書ききれない場合には、別紙に記入し、本紙とともに提出してください。

①在籍期間が短く学業成績証明書が発行されない場合や、②成績評価係数の算出対象の課程の成績が認定科目のみの場合で、ひとつ前の課程の学業成績証明書から成績評価係数を算出する場合は、その旨を記入してください
③その他、評価パターンの当てはめ方について、特記事項があれば記入してください

(2) 様式1-3「成績評価係数 算出計算書」に関するよくある質問

<成績評価係数>

Q3-1 成績評価係数の算出対象となる「大学学部以降の直近（大学学部卒業見込み者又は修士課程修了見込み者については応募時点）の学業成績」とは、具体的に何を指しますか。

A. 主なケースは以下のとおりです。

<応募時点で学部4年生の場合> 学部1年次～4年次の学業成績(4年次は既に成績評価が出ているものまで)

<応募時点で修士1年生であり、修士課程で成績評価が出ている場合>

修士1年次の学業成績(1年次は既に成績評価が出ているものまで)

<応募時点で修士1年生だが、修士課程ではまだ成績評価が出ていない場合>

直近の学士課程での学業成績(学部1年次～4年次の学業成績)

<応募時点で修士2年生の場合> 修士1年次～2年次の学業成績(2年次は既に成績評価が出ているものまで)

<修士課程修了者であり、応募時点で社会人の場合> 修士課程の学業成績

<2つの修士課程を修了している場合> 直近で(=後から)修了した修士課程の学業成績

<応募時点で博士1年生だが、博士課程ではまだ成績評価が出ていない場合> 直近の修士課程での学業成績

<既に正式な課程に留学していて、3年次からの支援を希望する場合>

留学先大学での1年次～2年次の学業成績(2年次は既に成績評価が出ているものまで)

Q3-2 直近の学業成績の評価が認定単位（Pass/Fail 等）のみの場合、どのように成績評価係数を算出すればよいですか。

A. その一つ前の課程の学業成績を基に、成績評価係数を算出してください。

Q3-3 先に入学したA大学を中退し、今在籍しているB大学に編入学しましたが、どのように成績評価係数を算出すればよいですか。A大学とB大学の成績証明書のどちらも提出する必要がありますか。

A. A大学で取得した単位はB大学で認定されていると思われるので、A大学の成績証明書は提出する必要はありません。

B大学の成績証明書のみ提出してください。成績評価係数は、B大学の成績証明書をもとに算出してください。

Q3-4 成績評価が「募集要項」に記載されている評価パターンのいずれにも合致しない場合、どのように成績評価係数を算出すればよいですか。

A. 合理的根拠を示しつつ、最も妥当と判断できるパターンに当てはめて、成績評価係数を算出してください。なお、この場合には、様式1-3の別紙として成績評価係数の算出方法とその根拠を記した書類を必ず提出してください。算出方法とその根拠が記入されていない場合には、成績評価係数2.7以上であると認められませんので、留意してください。

Q3-5 学業成績証明書や卒業（修了）証明書（又は見込み証明書）は、原本を提出する必要がありますか。

A. 【大学取りまとめ応募】

大学取りまとめ応募の応募者は、取りまとめ大学に原本を提出してください。

取りまとめ大学は、応募時にはオンラインシステムで提出し、原本は面接審査の結果を通知するまで保管してください。

派遣学生として採用された応募者の原本は、機構が指定する期限(「募集要項」を参照のこと)までに、機構に提出してください。

【個人応募】

応募時はオンラインシステムで提出するため、データでの提出のみで構いません。ただし、派遣学生として採用されたときには、原本を提出する必要があります。採用確定後に、原本の提出ができない又は応募時にオンラインシステムで提出したデータと同一でない等虚偽があることが認められた場合には、採用を取り消します。

Q3-6 成績評価係数は、成績表と学業成績証明書のどちらを基に算出すべきでしょうか。

A. 応募書類として提出する「大学学部以降の学業成績証明書」を基に、成績評価係数を算出してください。

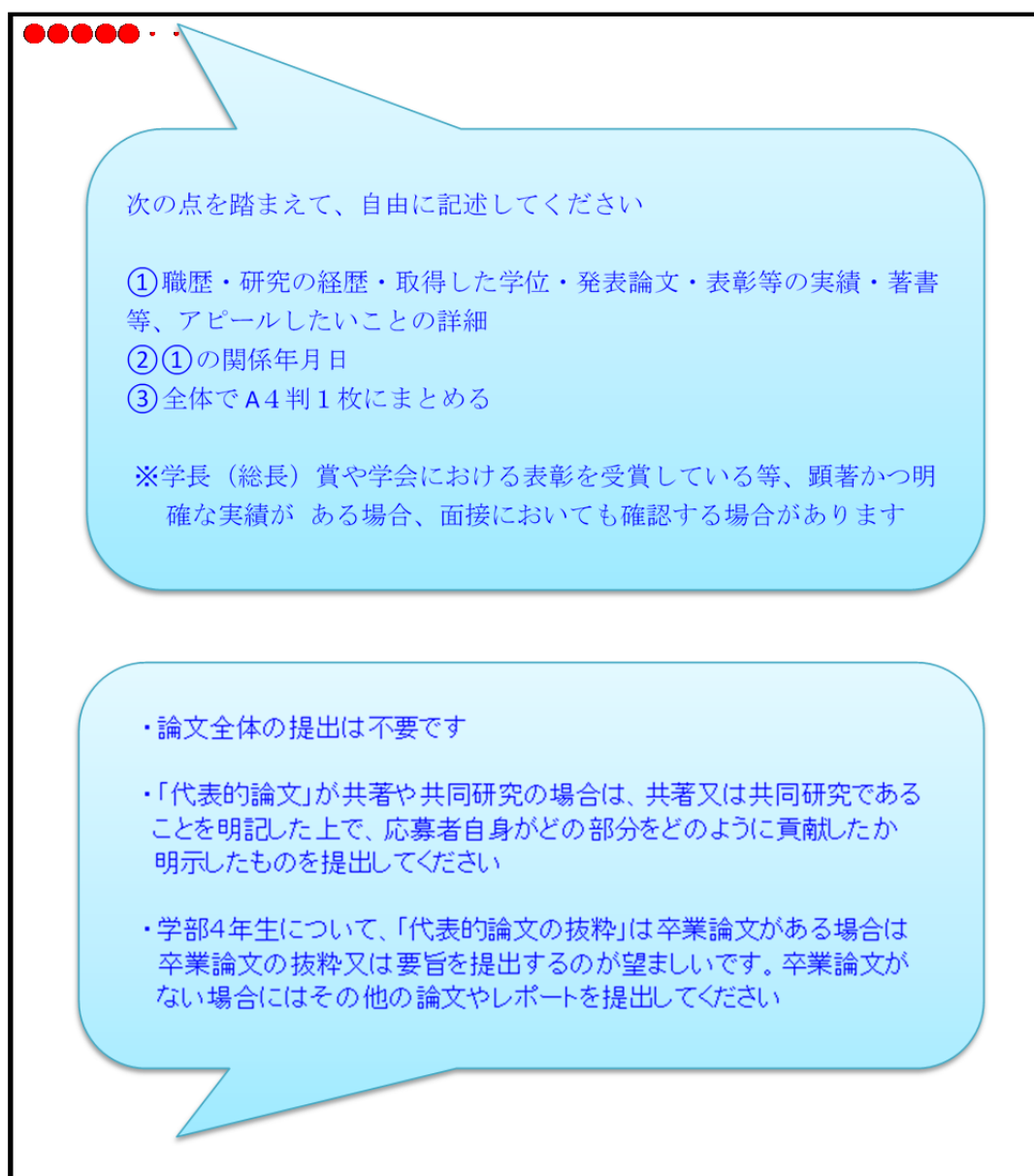
4. 様式2-1「経歴書」、様式2-2「留学計画及び修了後の進路計画書」、様式2-3「日本社会への貢献について」に関する事項

(1) 様式2-1「経歴書」記入例

氏名	機構太郎	分野	人文・社会科学分野
----	------	----	-----------

様式2-1

4. 経歴書



次の点を踏まえて、自由に記述してください

- ① 職歴・研究の経歴・取得した学位・発表論文・表彰等の実績・著書等、アピールしたいことの詳細
- ② ①の関係年月日
- ③ 全体でA4判1枚にまとめる

※学長（総長）賞や学会における表彰を受賞している等、顕著かつ明確な実績がある場合、面接においても確認する場合があります

- ・論文全体の提出は不要です
- ・「代表的論文」が共著や共同研究の場合は、共著又は共同研究であることを明記した上で、応募者自身がどの部分をどのように貢献したか明示したものを提出してください
- ・学部4年生について、「代表的論文の抜粋」は卒業論文がある場合は卒業論文の抜粋又は要旨を提出するのが望ましいです。卒業論文がない場合にはその他の論文やレポートを提出してください

*本様式はA4判、1枚におさめてください。（A4判はレターサイズでも可です。以下同様。）

*別添で代表的論文の抜粋（A4判、2枚程度）を添付してください。なお、論文執筆言語が日本語以外の場合、①執筆言語による代表的論文の抜粋（A4判、2枚程度）及び②和訳、の2点が必要です。

(2) 様式2-2「留学計画及び修了後の進路計画書」記入例

氏名	橋本太郎	分野	人文・社会科学分野
----	------	----	-----------

様式2-2

5. 留学計画及び修了後の進路計画書

●●●●●●●●●●

次の点を踏まえて、自由に記述してください

- ①本制度により留学を志望する理由・留学期間中の研究計画・終了後の進路計画（職業、地位等を含む）について
- ②①を「要約」と「詳細」に分けて記述する
- ③留学先大学が第二希望までである場合は、第二希望についても踏まえた内容にする
- ④全体でA4判2枚程度にまとめる

*本様式はA4判、1枚におさめてください。(A4判はレターサイズでも可です。)

(3) 様式2-3「日本社会への貢献について」記入例

氏名	橋本太郎	分野	人文・社会科学分野
----	------	----	-----------

様式2-3

6. 日本社会への貢献について

●●●●●●●●●●

次の点を踏まえて、自由に記述してください

- ①国費で留学をする意味について
- ②国費の支援を受けた自身の留学を、どのように日本社会に還元し、国や社会に貢献していくことができるかについて
- ③留学先での具体的な日本のPR、留学終了後の留学報告会や留学経験を踏まえた社会貢献活動等の計画について
- ④①～③の内容を「要約」と「詳細」に分けて記述する
- ⑤全体でA4判1枚にまとめる

*本様式はA4判、1枚におさめてください。(A4判はレターサイズでも可です。)

(4) 様式2に関するよくある質問

Q4 応募書類の作成にあたり、図表や写真等を利用することは可能ですか。

A. 枚数制限の範囲内で、補足的に使用するのであれば構いませんが、指定された様式や項目の順序を変更することは認められません。手書き等ではなく、所定のWordファイルにデータを取り込み作成してください。

5. 書面審査全体・面接審査に関する事項

Q5-1 提出期限までに間に合わない書類は、後から提出してもよいですか。

- A. **認められません。** 語学検定試験のスコアを含め、応募書類は全て、「募集要項」に定める応募書類の提出期限までに提出してください。欠落(不足)がある場合は審査の対象となりません。

Q5-2 申請書類提出後に、計画に変更が生じた場合、書類の差し替えを行ってもよいですか。

- A. 書類の差し替えは一切、認めません。採用決定後、必要に応じて変更等の手続きを行うことになります。

Q5-3 資格要件を一部満たさない者が応募した場合はどうなりますか。

- A. 資格要件を満たしていない応募者は審査の対象外となり、不合格となります。

Q5-4 「大学取りまとめ応募」で申請する場合に、応募者はオンラインシステムから申請するのですか。

- A. 大学取りまとめ応募の場合、取りまとめ大学が当該大学の応募者を一括してオンラインシステム(マイページ)から機構に申請しますので、**応募者個人の方がオンラインシステムを用いることはありません。** 取りまとめ大学への提出方法については、取りまとめ大学に確認してください。

※個人応募の場合は、オンラインシステム(マイページ)から申請してください。

Q5-5 オンラインシステムの使い方がわかりません。

- A. 「大学取りまとめ応募」の大学担当者及び個人応募の応募者は、詳細は以下までお問い合わせください。
海外留学支援制度(学位取得型)受付センター(受託者:レジェンダ・コーポレーション株式会社)
TEL: 03-6863-5558(受付時間:平日9:30~17:30)
E-mail: jasso-ryugaku@s-hr.jp

Q5-6 電子ファイルで提出する書類と紙媒体で提出する書類について確認したいです。

- A. 大学取りまとめ応募の場合も、個人応募の場合も、「2020年度海外留学支援制度(大学院学位取得型)申請の手引き」に従って、提出してください。

Q5-7 「個人応募」で申請する場合に、PDFはどう作ったらよいですか。

- A. PDFの作成方法については、必ずしも電子ファイルから作成する必要はなく、コピー機等でスキャンしPDFを作成しても構いません。コンビニエンスストア等でPDFを作成される方は、以下のURLを確認してください。

例)セブン-イレブン:<http://www.sej.co.jp/services/scan.html>

ローソン:<http://www.lawson.co.jp/service/others/multicopy/>

Q5-8 関東在住ではありませんので、面接審査はWEB面接になりませんか。

- A. スカイプ等のWEB面接は行っていません。そのため、書類審査の合格者は全員、日本国内(具体的な場所は「募集要項」を参照のこと。)で実施する面接審査を受ける必要があります。なお、面接審査に伴う旅費や交通費は応募者の自己負担となります。

Q5-9 面接の日時はいつ分かりますか。

- A. 書面審査の合格者に対し、合格通知書内で面接日と面接時間を通知します。なお、応募者の希望による面接日時の変更は受け付けません。

6. 採用後の手続き・支援内容に関する事項

Q6-1 奨学金や授業料は毎年同じ額をもらえますか。

- A. 「募集要項」に記載のある留学状況報告の確認により、更新が認められる場合は継続して支援します。ただし、政府予算は会計年度(4月～翌年3月)ごとに変わる可能性があるため、支援予定額も会計年度ごとに変わる場合があります。また、授業料は、実費相当であるため、納付額に変更がある場合は、支給額も変更になります。

Q6-2 支援期間開始前に、大学が指定する語学学校で学ぶことになりました。授業料を請求できますか。

- A. 請求できません。大学が指定(又は推薦)する語学学校等で学ぶ場合であっても、正式な教育課程に入学する前の期間は支援の対象外のため、奨学金も授業料も支給しません。

Q6-3 留学先大学で学修・研究活動を始める前(日本にいる間)に、指導教員の指示により、遠隔授業を受けることになりました。この期間の奨学金や授業料を請求できますか。

- A. 請求できません。本制度では、諸外国(地域)に所在する留学先大学において、学修・研究活動を開始した日を支援開始日とし、その月から奨学金及び授業料の支給をします。

Q6-4 「授業料」以外に留学先から請求される諸費用も支援対象となりますか。

- A. 原則として授業料(tuition)のみが支援対象となります。
必須経費であっても、入学金(授業料部分除く)、保険料、交通費、食費、寮費等の経費は支援の対象とはなりません。ただし、学位取得にかかる授業料であるが、「授業料」という単語ではなく、別の名称で請求書に記載されるものは、明細書と明確な説明があれば内容によって対象とします。詳細は、「事務手続きの手引き(大学取りまとめ応募用)」又は「派遣学生の手引き(個人応募用)」で確認してください

Q6-5 授業料の免除を受けた場合や研究室等が代わりに授業料を納付してくれた場合、併給する他の奨学金等支給団体から授業料の支援を受けた場合等にも、授業料を請求することができますか。

- A. 本制度では、授業料は本人が自己負担した分に限り、会計年度内で250万円を上限とし、支給します。留学先大学が発行する請求書や領収書で、本人が負担したことを証明できる場合に、機構に授業料の請求をすることができます。

Q6-6 この奨学金は返済が必要ですか。

- A. 給付型の奨学金であるため、返済は不要です。

Q6-7 日本学生支援機構の貸与奨学金との併給は可能ですか。

- A. 本制度による給付を受けてもなお、経済的支援を必要とする方を対象とする無利子の貸与型奨学金「**第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)**」について、申込みを受け付けています。貸与を希望する場合は、機構ホームページで申込資格、申込方法、申込先、問い合わせ先等を確認の上、本制度での採用が決定した後、お問合せください。

・機構ホームページ

奨学金> 申込方法> 海外留学の奨学金> 第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kaigai/1shu_gakui.html

機構が実施する「**第二種奨学金(海外)**」について併給を認めています。貸与を希望する場合は、機構ホームページで申込資格、募集日程、申込先、問い合わせ先等を確認の上、お問合せください。

・機構ホームページ

奨学金> 申込方法> 海外留学の奨学金> 第二種奨学金(海外)

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kaigai/2shu_kaigai/index.html

また、日本の大学と外国の大学との間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラムにより留学する場合は、機構が実施する国内の第一種奨学金及び国内の第二種奨学金との併給を認めています。

Q6-8 支援期間中にインターンシップやフィールドワークをすることは可能ですか。

A. 研究上必要なことであれば、インターンシップやフィールドワークを行う期間も支援します。留学先大学の所在都市を離れる場合であっても、所定の手続きを経れば、支援可能です。ただし、それらの活動により、支援期間を延長することはできません。

Q6-9 支援期間中に、留学先大学でTAやRAを行うことは可能ですか。

A. 留学先大学でTAやRAを行い、報酬を受ける場合にも、本制度の支援を受けることは可能です。TA、RA以外にも、留学先国・地域や留学先大学の定める範囲内であれば、短時間労働者として雇用されることは可です。

Q6-10 採用決定後に留学先を第一希望又は第二希望以外の大学に変更することは可能ですか。

A. 応募書類提出後に留学先を、第一希望又は第二希望以外の大学に変更することは、原則認めません。ただし、採用決定後、海外留学支援制度(大学院学位取得型)審査会が、変更先の大学のレベルやその大学において行う研究が採用決定時と同等又はそれ以上である等の条件を全て満たすと判断した場合は、留学先大学変更に関する再審査を行います。

なお、再審査は審査員に再度審査を依頼することになるため、熟考の上、申請するようにしてください。詳細は、後日掲載予定の「事務手続きの手引き(大学取りまとめ応募用)」又は「派遣学生の手引き(個人応募用)」で確認してください。

Q6-11 採用決定後に条件の変更や辞退を申請する場合は、どのような手続きを取ればよいですか。

A. 「大学取りまとめ応募」による採用者は、採用決定後に条件変更による変更手続き及び辞退手続きが生じた場合は、取りまとめ大学を通じて行いますので、速やかに取りまとめ大学に連絡してください。

「個人応募」による採用者は、採用決定後に条件変更による変更手続き及び辞退手続きが生じた場合は、速やかに機構に連絡してください。

詳細は、「事務手続きの手引き(大学取りまとめ応募用)」又は「派遣学生の手引き(個人応募用)」で確認してください。いずれの場合も、場合によっては支給済みの奨学金等の返納を求められることがありますので、注意してください。

7. 海外留学支援制度（大学院学位取得型）全体に関する事項

Q7-1 応募者の合格率はどのくらいですか。

- A. 機構ホームページに過去の応募・採用状況を掲載しています。以下のURLを参照してください。
(https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshu/study_a/long_term_h/past.html)
<2019年度選考結果> <https://www.jasso.go.jp/about/information/press/2019030601.html>
<平成30年度選考結果> <https://www.jasso.go.jp/about/information/press/daigakuingsakui2018.html>

Q7-2 次の募集はいつ行いますか。今回と同じ内容ですか。

- A. 次回の募集については未定です。詳細は決まり次第ホームページにてお知らせします。